

第2章

子どもを取り巻く現況

- 1 少子化の現状
- 2 少子化の要因
- 3 家庭の状況
- 4 就労の状況
- 5 子どもをめぐる問題
- 6 子育て支援対策への要望
- 7 少子化の影響

1 少子化の状況

(1) 出生数の減少と合計特殊出生率の低下傾向

～愛媛県の出生数は、30年間で半減～

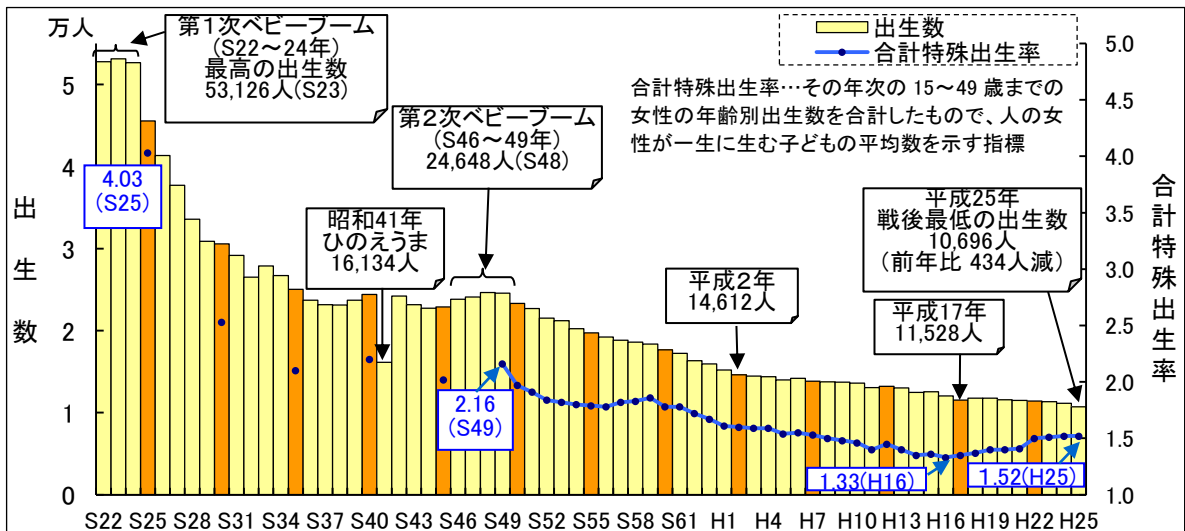
本県の出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年（1973年）に24,648人でしたが、その後は徐々に減少傾向が続き、平成25年（2013年）には10,696人と戦後最低を更新しています。〔図1〕

～愛媛県の合計特殊出生率は、低下傾向～

本県の合計特殊出生率が、人口維持に必要と言われる2.07を最後に上回ったのは、昭和49年（1974年）のことでした。以後は、昭和50年代後半に若干の持ち直しが見られたほかは概ね低下傾向を辿り、平成16年（2004年）には1.33まで低下し、平成25年（2013年）は1.52となっています。〔図1〕

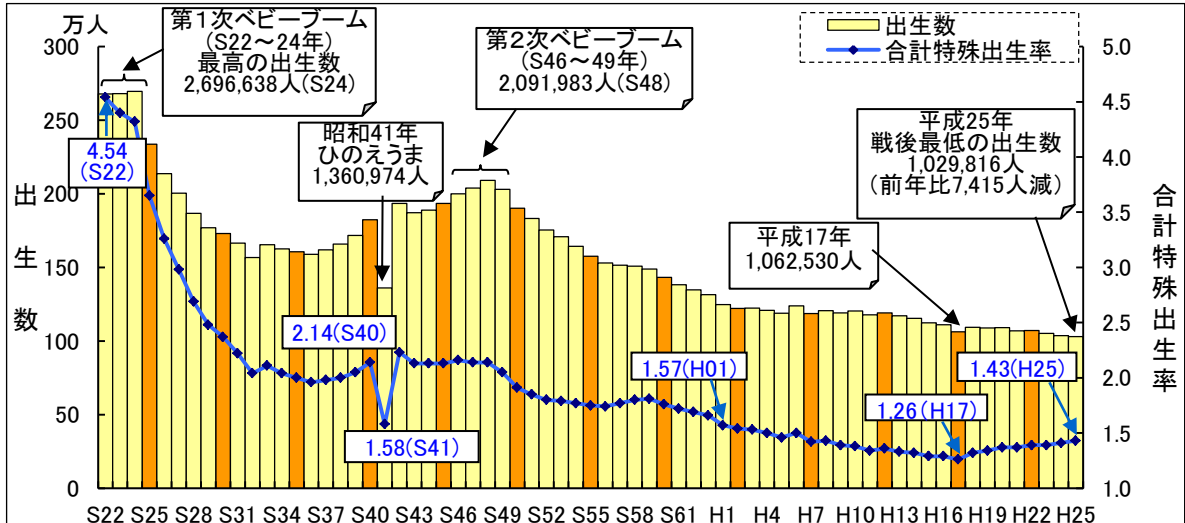
また、いずれも、本県だけでなく、全国的にも同様の傾向が続いており、少子化が進行しています。〔図2〕

図1 愛媛県の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図2 全国の出生数及び合計特殊出生率の推移



(2) 総人口の減少

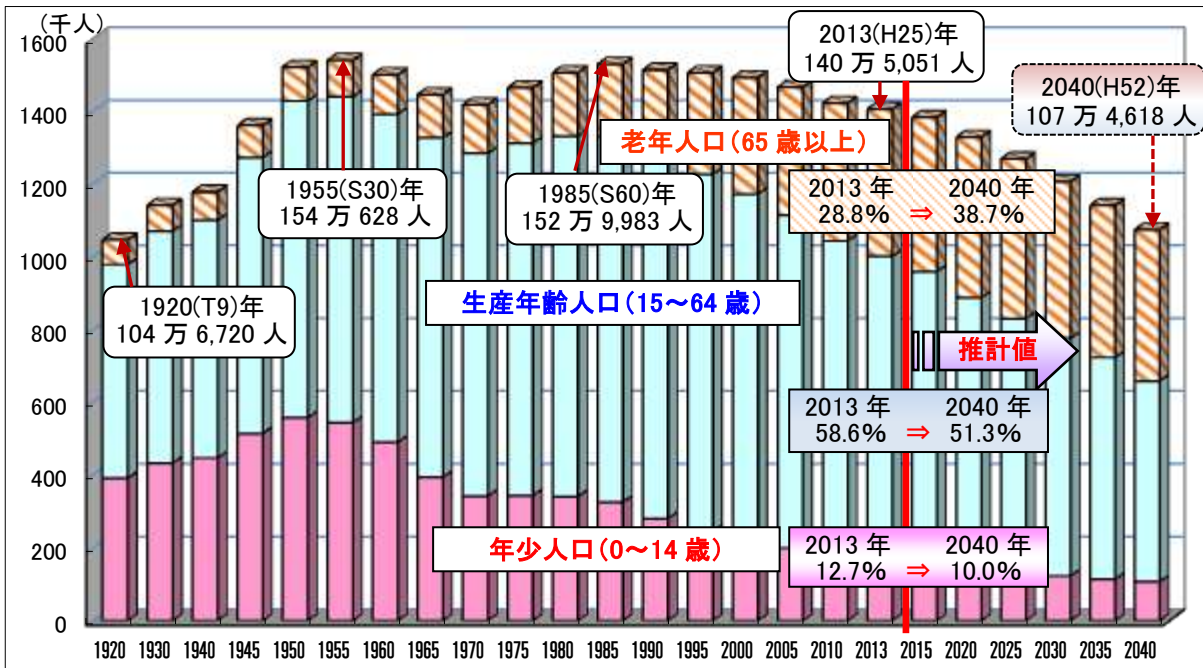
～愛媛県の総人口は、昭和60年（1985年）以降、減少傾向が続く～

本県の総人口は、昭和60年（1985年）に約1,530千人を数えましたが、その後は緩やかな下降曲線を描いており、平成25年（2013年）には、約1,400千人にまで減少しております。

今後もこの傾向は続き、平成52年（2040年）には約1,070千人まで減少、特に年少及び生産年齢人口の割合が減少すると予想されています。〔図3〕

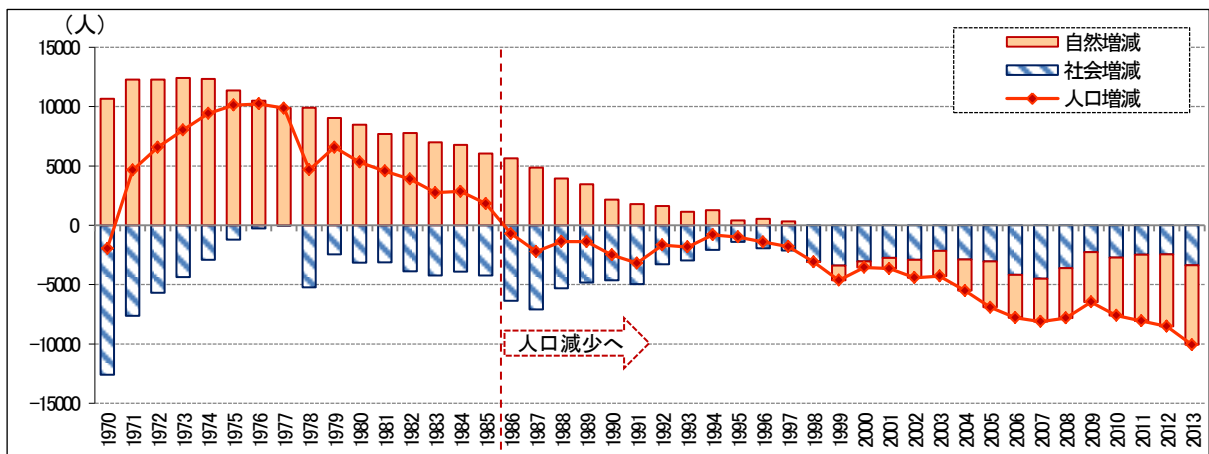
また、毎年公表している本県の推計人口による人口動態の推移が示すとおり、昭和61年（1986年）を境に人口が減少に転じており、死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他県への転出による社会減も影響しています。〔図4〕

図3 愛媛県の総人口の推移と将来人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）



資料：総務省「国勢調査」、2013年は愛媛県推計人口、2015年以降は国立社会保障・人問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図4 愛媛県推計人口に基づく人口動態の推移



資料：愛媛県推計人口

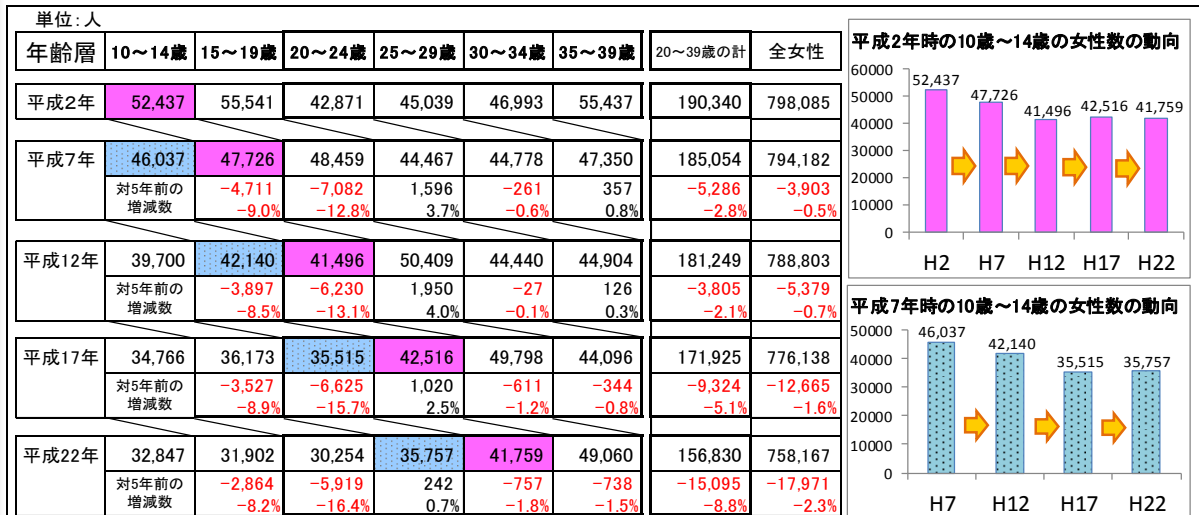
平成26年5月に、日本創成会議・人口減少問題分科会（座長：増田寛也東京大学大学院客員教授）が、将来とも純移動率が現状の水準で続くと仮定した場合、2010年から2040年の30年間で、「20歳～30歳の女性の人口」が5割以上減少する市区町村を「消滅可能性都市」と定義し、全国1800の市区町村の49.8%の896市区町村が消滅の可能性があるとして発表しました。愛媛県内でも、その人口が5割以上減となる13市町が「消滅可能性都市」となるとされています。（日本創成会議 URL <http://www.policycouncil.jp/>）

同分科会推計による人口移動が収束しない場合の将来推計人口					
市町名	2010年		2040年		若年女性人口変化率 (2010→2040)
	総人口(人)	うち、20～39歳女性	総人口(人)	うち、20～39歳女性	
松山市	517,231	68,468	435,156	42,980	△37.2%
今治市	166,532	17,209	105,242	7,766	△54.9%
宇和島市	84,210	7,280	47,344	3,063	△57.9%
八幡浜市	38,370	3,111	20,295	1,106	△64.4%
新居浜市	121,735	12,890	89,899	7,610	△41.0%
西条市	112,091	11,572	86,806	6,730	41.8%
大洲市	47,157	4,467	26,182	1,724	△61.4%
伊予市	38,017	4,025	25,812	2,054	△49.0%
四国中央市	90,187	9,432	63,063	4,924	△47.8%
西予市	42,080	3,207	23,358	1,238	△61.4%
東温市	35,253	4,206	29,269	2,714	△35.5%
上島町	7,648	417	4,109	151	△63.8%
久万高原町	9,644	570	3,863	134	△76.4%
松前町	30,359	3,450	23,685	2,032	△41.1%
砥部町	21,981	2,569	16,109	1,176	△54.2%
内子町	18,045	1,400	9,794	542	△61.3%
伊方町	10,882	673	5,029	212	△68.5%
松野町	4,377	300	2,263	106	△64.7%
鬼北町	11,633	780	6,542	319	△59.1%
愛南町	24,061	1,700	10,396	357	△79.0%
県計	1,431,493	157,726	1,034,215	86,938	△44.9%

注：2010年の20～30歳女性人口には、平成22年国勢調査の国籍や年齢不詳区分を按分し、加算している。

なお、これまでの本県の若年女性人口の推移は、以下の通りとなっています。〔図5〕

図5 愛媛県の若年女性人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

2 少子化の要因

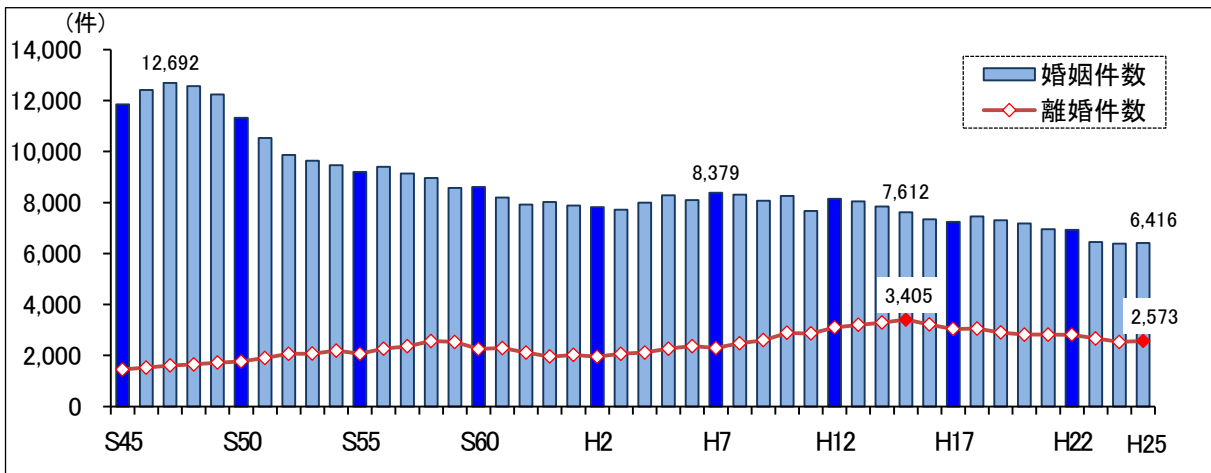
少子化は、未婚率の上昇（非婚化を含む）、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）、晩産化、夫婦出生力の低下、子育てや教育への経済的負担、子育て負担感など、様々な原因によることが指摘されています。

(1) 婚姻と出産の状況

～愛媛県の婚姻件数は、徐々に減少～

平成 25 年(2013 年)の本県の婚姻件数は、6,416 件であり、婚姻率(人口 1,000 人当たりの婚姻件数)は 4.6 となっています。平成 14 年(2002 年)までは年 8,000 件を維持し、10 年前に当たる平成 15 年(2003 年)の 7,612 件と比較すると、10 年間で 15.7%の減少となっています。一方、平成 25 年(2013 年)の本県の離婚件数は、2,573 件であり、ほぼ横ばいの傾向にあります。〔図 6〕

図 6 愛媛県の婚姻件数と離婚件数

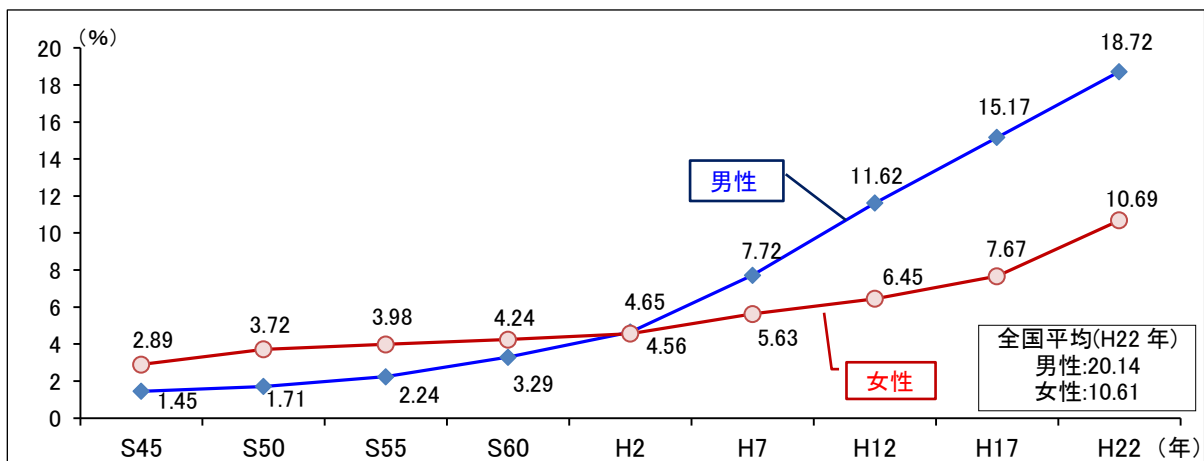


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～愛媛県の生涯未婚率は、男女ともに急上昇（未婚化の進行）～

昭和 45 年(1970 年)から平成 2 年(1990 年)の本県の生涯未婚率(50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合)は男女ともに 5%未満でしたが、以後、急上昇し、平成 22 年(2010 年)は男性が 18.72%、女性が 10.69%となっており、男性の約 5 人に 1 人、女性の約 10 人に 1 人が生涯未婚と言われています。〔図 7〕

図 7 愛媛県の生涯未婚率

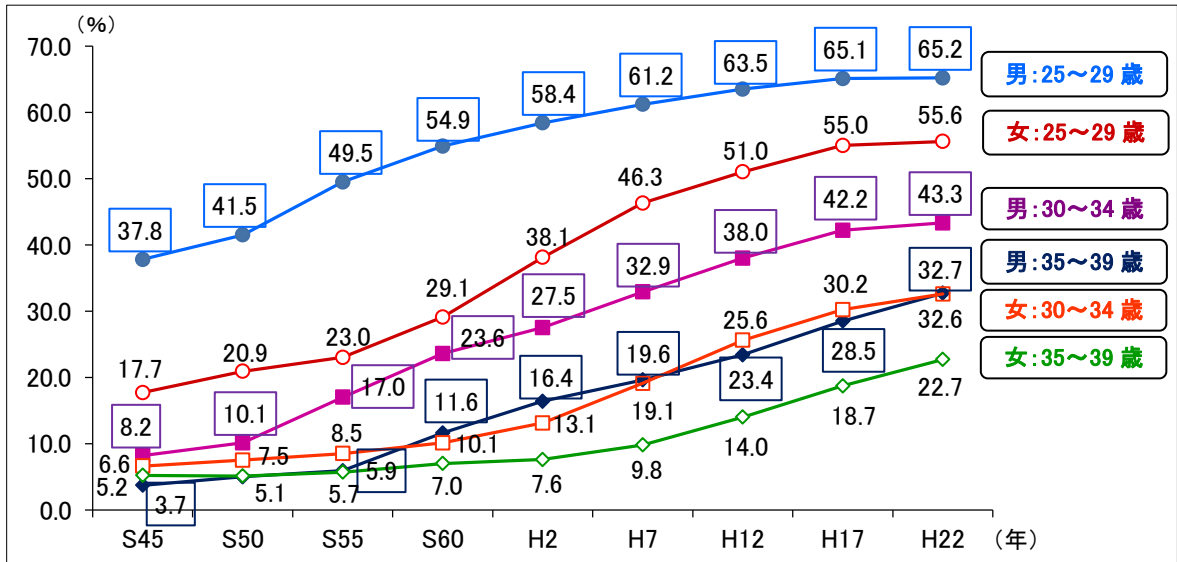


資料:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2012 年版」

～愛媛県の未婚率は、25歳～34歳代で急上昇～

本県の性別・年代別の未婚率は、いずれも上昇傾向にあり、平成22年(2010年)には、30代前半で男性の約4割、女性の約3割が、30代後半でも男性の約3割、女性の約2割が未婚者となっています。また、昭和45年(1970年)と比べると、20代後半の女性の未婚率が最も上昇しています。〔図8〕

図8 愛媛県の性別・年代別未婚率の推移

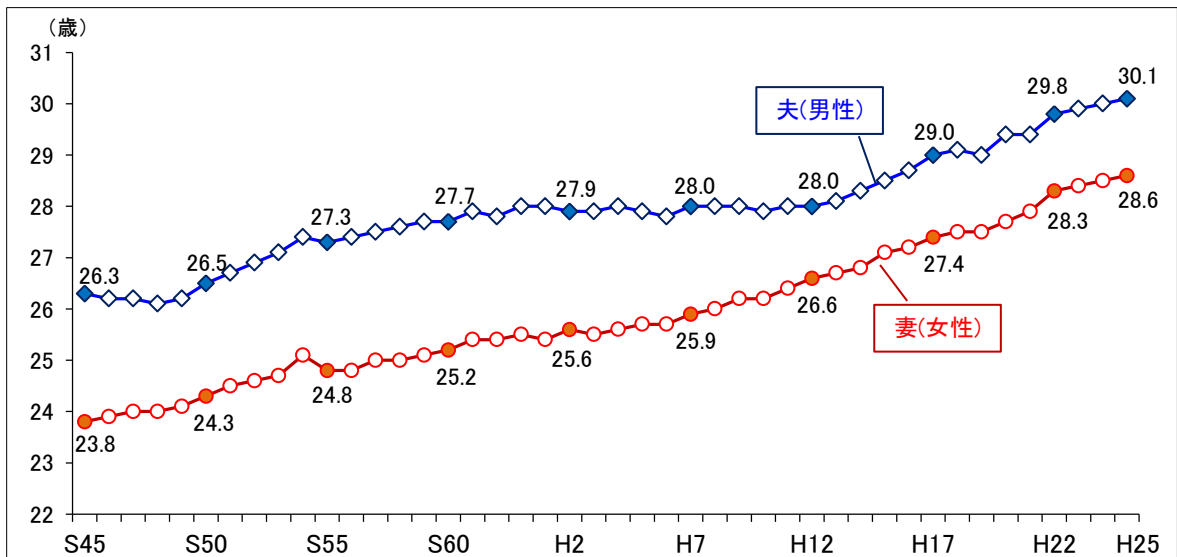


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の平均初婚年齢は、近年急上昇(晩婚化の進行)～

本県の平均初婚年齢は、平成25年(2013年)に男性が30.1歳、女性が28.6歳となっており、いずれも年々上昇しています。特に、男女とも、平成18年(2006年)からの7年間で、1歳上昇しておりますが、昭和55年(1980年)を基準にすると、1歳上昇するのに、男性は22年、女性は15年かかっていたことを踏まえると、近年は急上昇していることがわかり、晩婚化が進行しています。〔図9〕

図9 愛媛県の平均初婚年齢

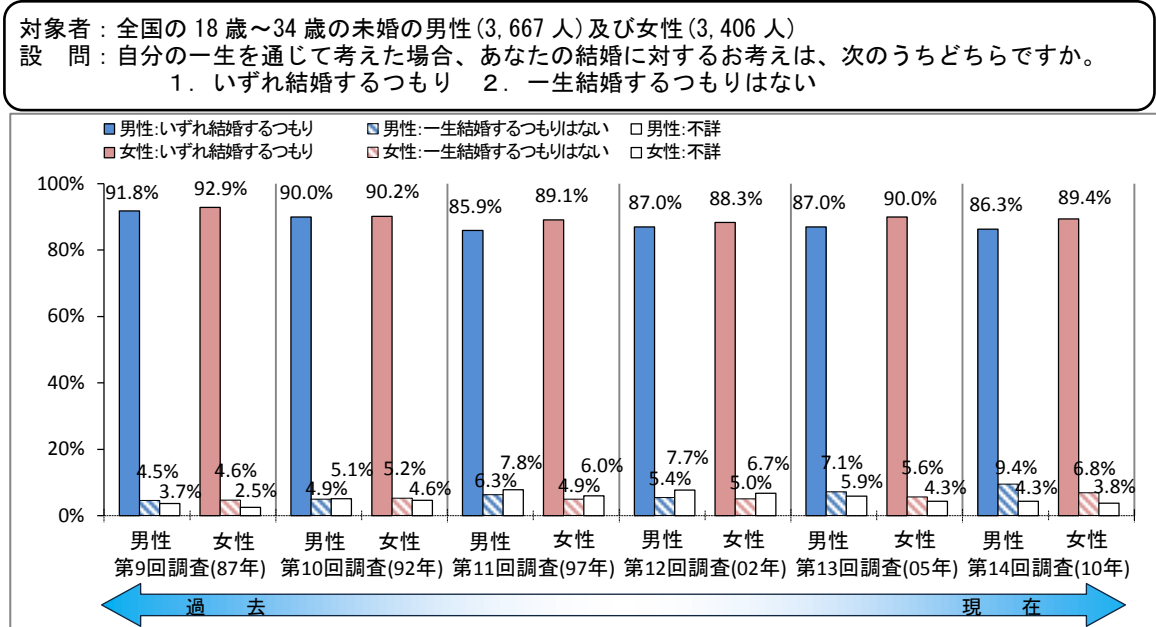


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～独身者の結婚に対する意識は今も昔も変わらず～

18歳から34歳までの未婚の男女とも、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する意識の高さが認められるとともに、この傾向は1987年(昭和62年)の第9回調査からほとんど変化がありません。〔図10〕

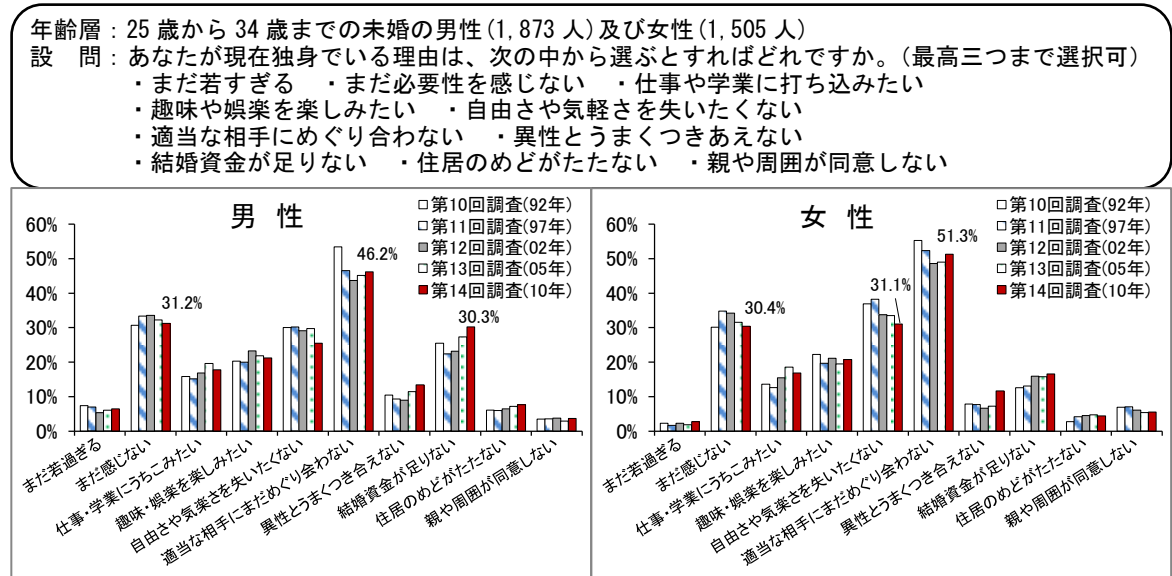
図10 独身者の結婚に対する意識 (No.1) ～2010年全国調査から

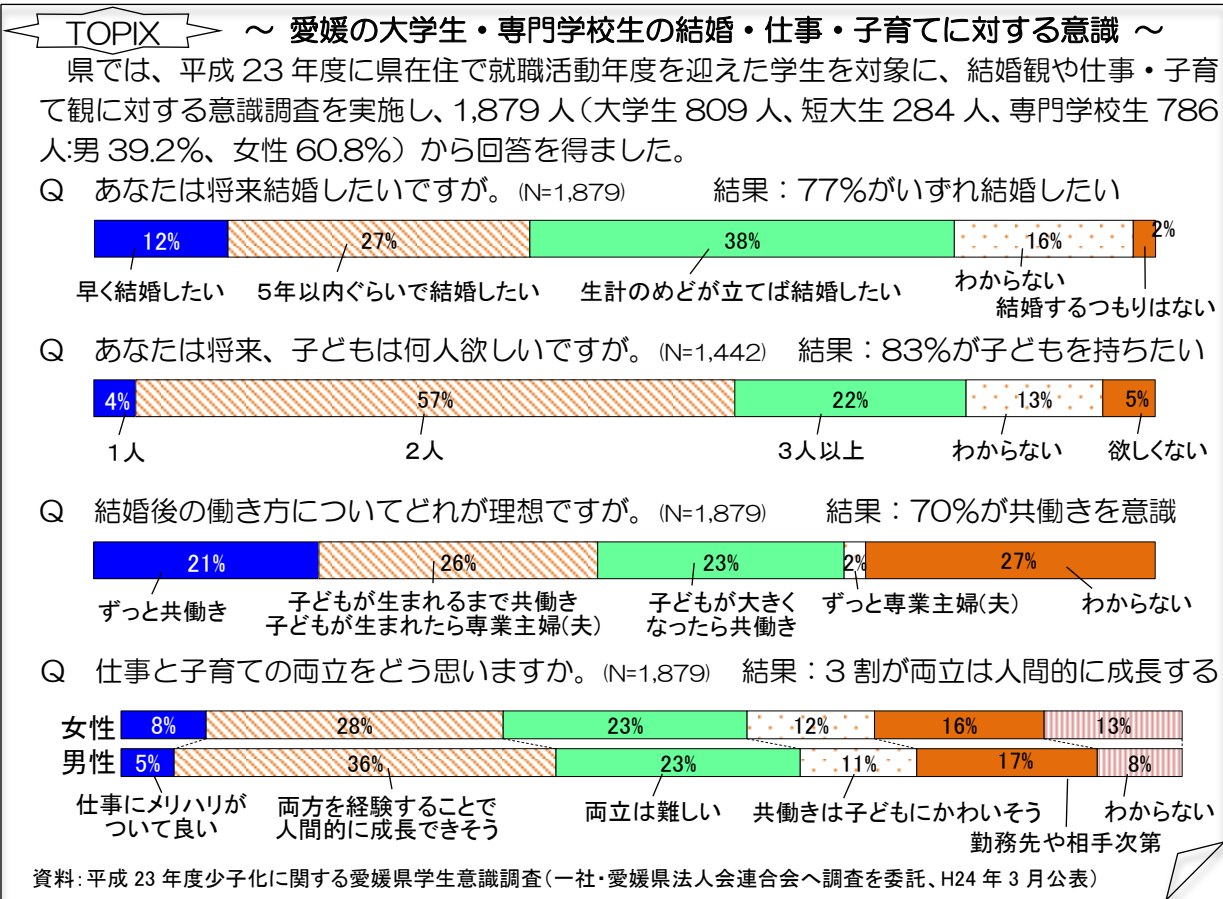


～未婚者の結婚についての理想と現実とのギャップ～

25歳から34歳までの未婚者に独身でいる理由を尋ねたところ、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」という回答が最も多い結果となりました。また、男性は「結婚資金が足りない」、女性は「自由さや気軽さを失いたくない」などの回答も多くなっています。結婚に対する意識は高いものの、出会いの場の減少に加え、雇用環境やライフスタイルの変化などによって、結婚に対する理想と現実との間に大きなギャップが生まれています。〔図11〕

図11 独身者の結婚に対する意識 (No.2) ～2010年全国調査から

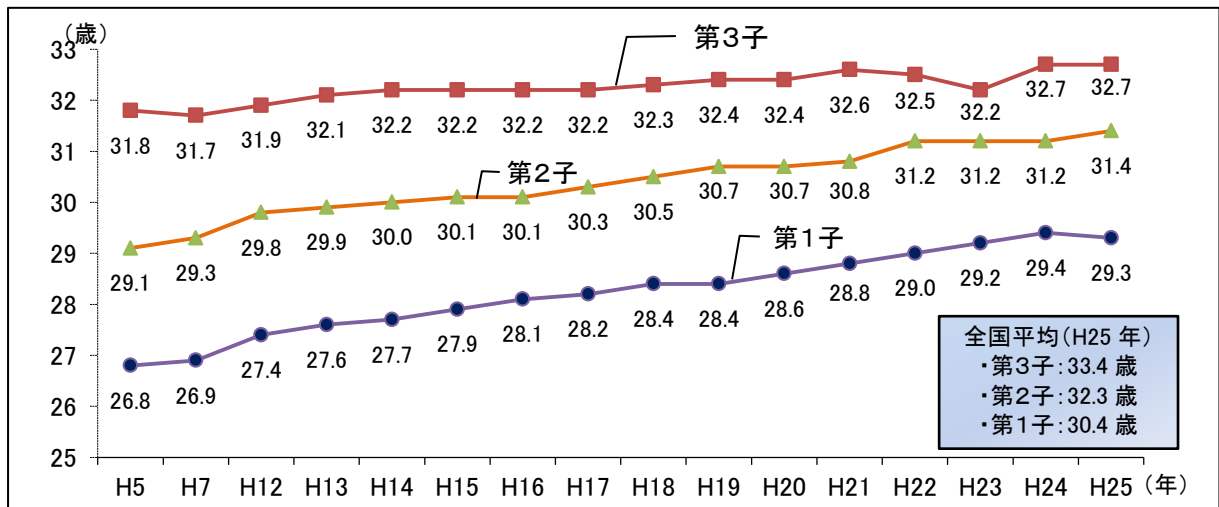




～愛媛県の平均出生時年齢は、上昇傾向が続く(晩産化の進行)～

本県の母親の平均出生時年齢は、晩婚化による初婚年齢の上昇に伴い、必然的に上昇しており、平成 25 年(2013 年)には、第 1 子の出生時年齢が 29.3 歳で、データが残っている平成 5 年(1993 年)と比較すると、2.5 歳上昇しており、晩産化が進行している状況です。〔図 12〕

図 12 愛媛県の母親の平均出生時年齢の推移

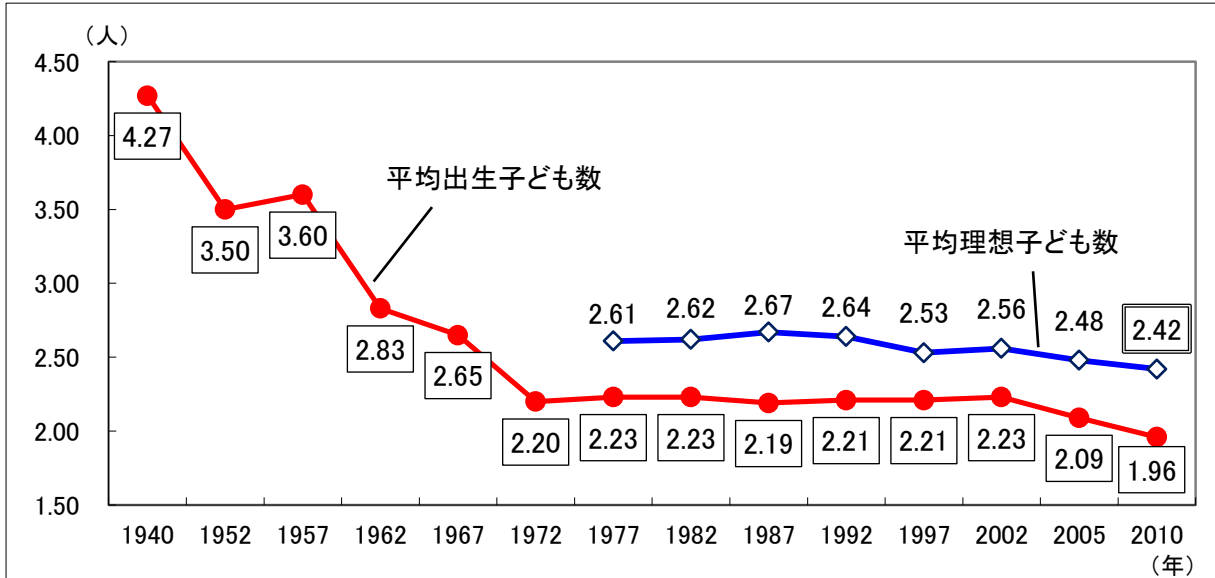


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～出生子ども数は、理想の子ども数を下回る～

2010年（平成22年）の全国調査によると、平均出生子ども数は、平均理想の子ども数（2.42人）を0.46人下回っており、平均すれば、概ね3人に1人の割合で「もう1人」を望んでいることが窺えます。〔図13〕

図13 平均出生子ども数と平均理想子ども数（全国）

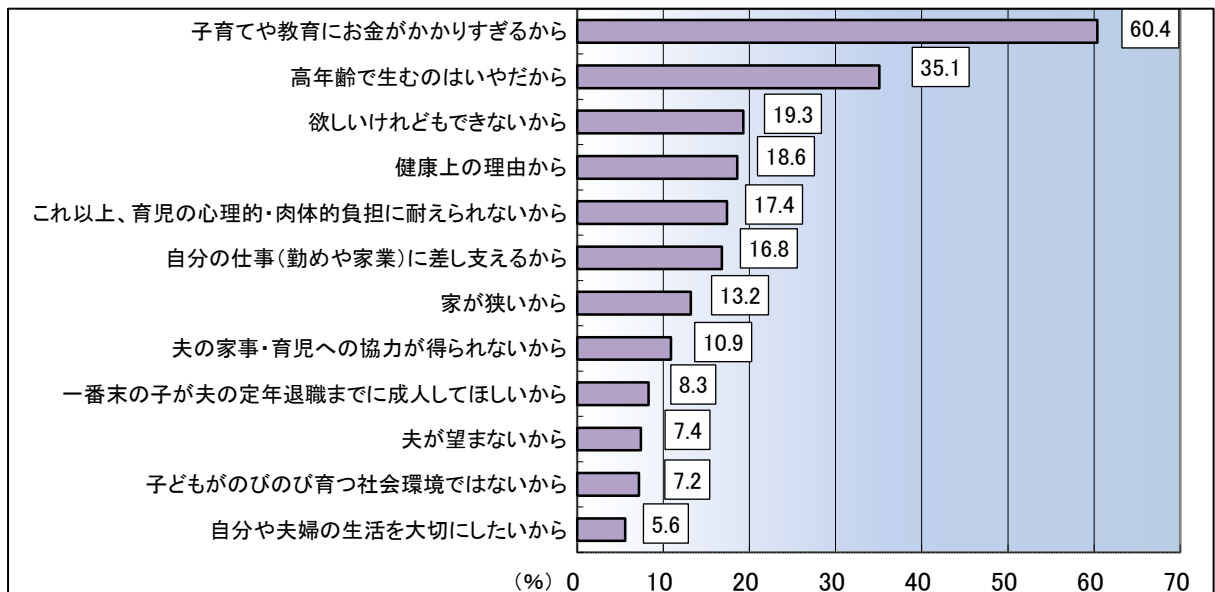


資料：国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査（第10回～14回）、出生力調査（第1回～10回）
 注1 全国の50歳未満の妻に対する調査。
 注2 平均出生子ども数は、結婚持続期間15～19年の妻の出生子ども数の平均。

～理想の子ども数を持つことへの妨げは、経済面が最も大～

2010年（平成22年）の全国調査によると、女性が理想の子ども数を持つとしない最も大きな理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっていて6割を超えています。次いで、晩婚化を背景とする「高年齢で産むのはいやだから」、不妊を原因とする「欲しいけれどもできないから」などとなっています。〔図14〕

図14 女性が理想の子ども数を持つとしない理由（全国）



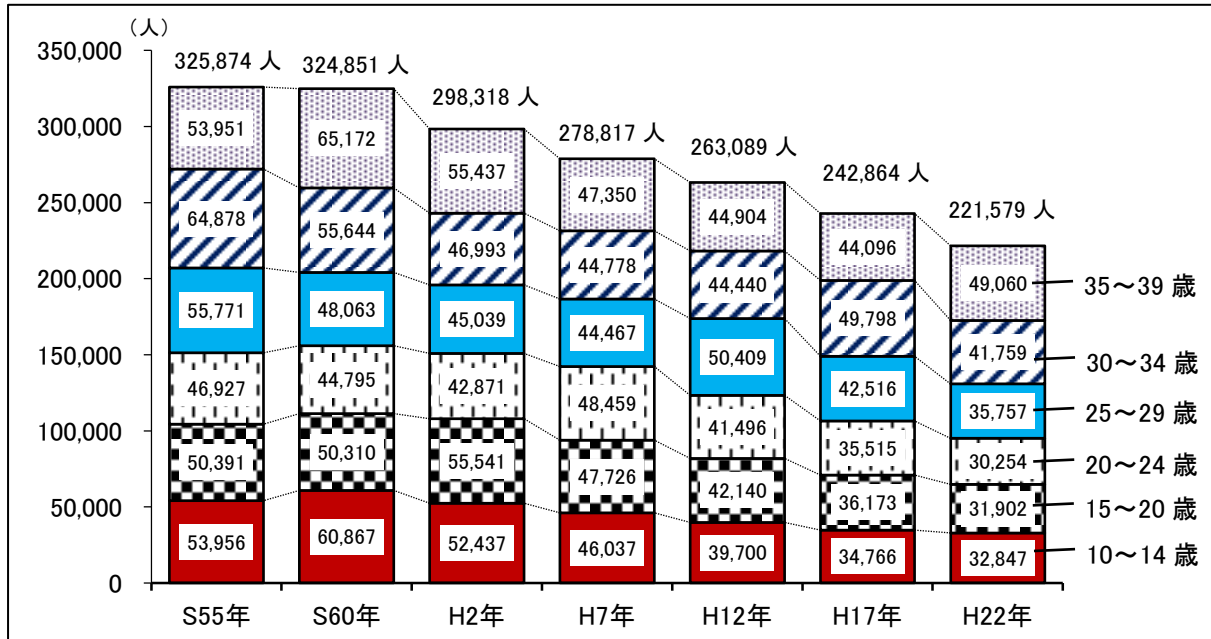
資料：国立社会保障・人口問題研究所（第14回出生動向基礎調査（平成22年））

(2) 若年女性の状況

～愛媛県の10歳から39歳までの女性の人口は、減少傾向が続く～

本県の10歳から39歳までの女性の人口は減少傾向が続き、平成22年（2010年）は221,579人となっています。20年前の平成2年（1990年）の298,318人と比較すると、実数で76,739人、率にして25.7%の減少となっています。〔図15〕

図15 愛媛県の若年女性人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

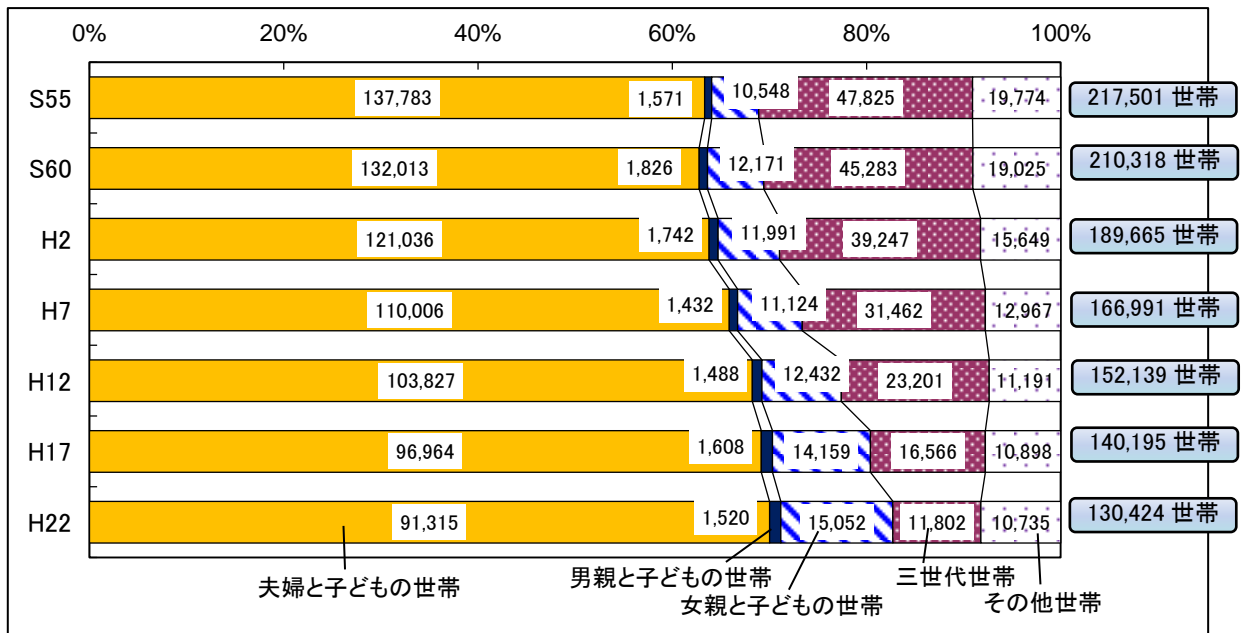
3 家庭の状況

(1) 核家族化の進行

～愛媛県でも核家族化が進行～

本県の18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯（夫婦と子どもだけから成る世帯）の割合は、昭和55年（1970年）の67.7%から、平成22年（2010年）には82.7%に増えています。〔図16〕

図16 愛媛県の18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移

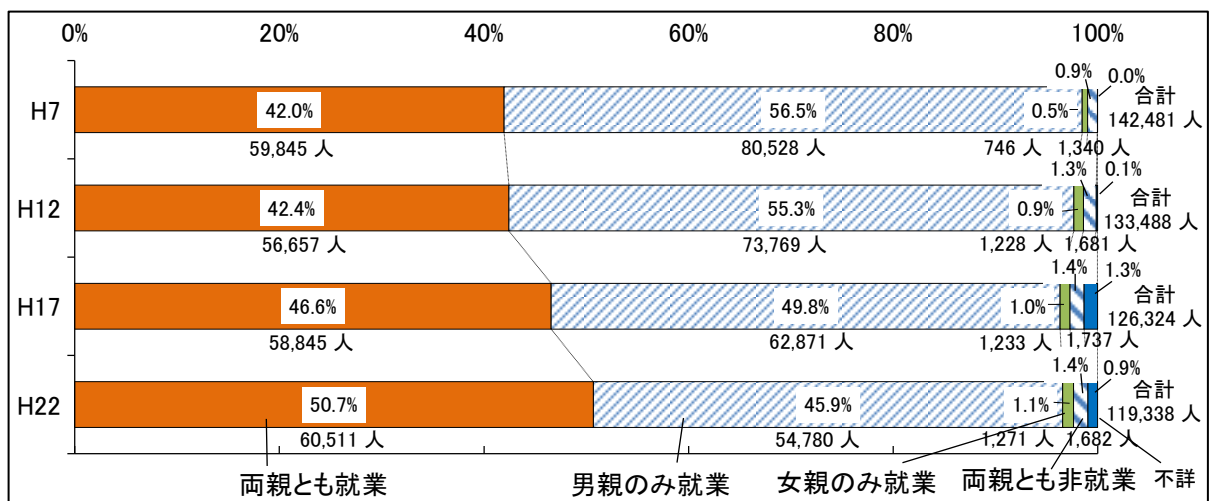


資料：総務省「国勢調査」

～愛媛県の5割の子どもの両親は、ともに就業～

本県の夫婦と子どもから成る世帯のうち、12歳以下児童からみた親の就業形態をみると、平成22年（2010年）には両親ともに就業している割合が初めて5割を超え、核家族の共働き家庭が増加しています。〔図17〕

図17 愛媛県の12歳以下児童からみた親の就業状況（夫婦と子どもから成る世帯）



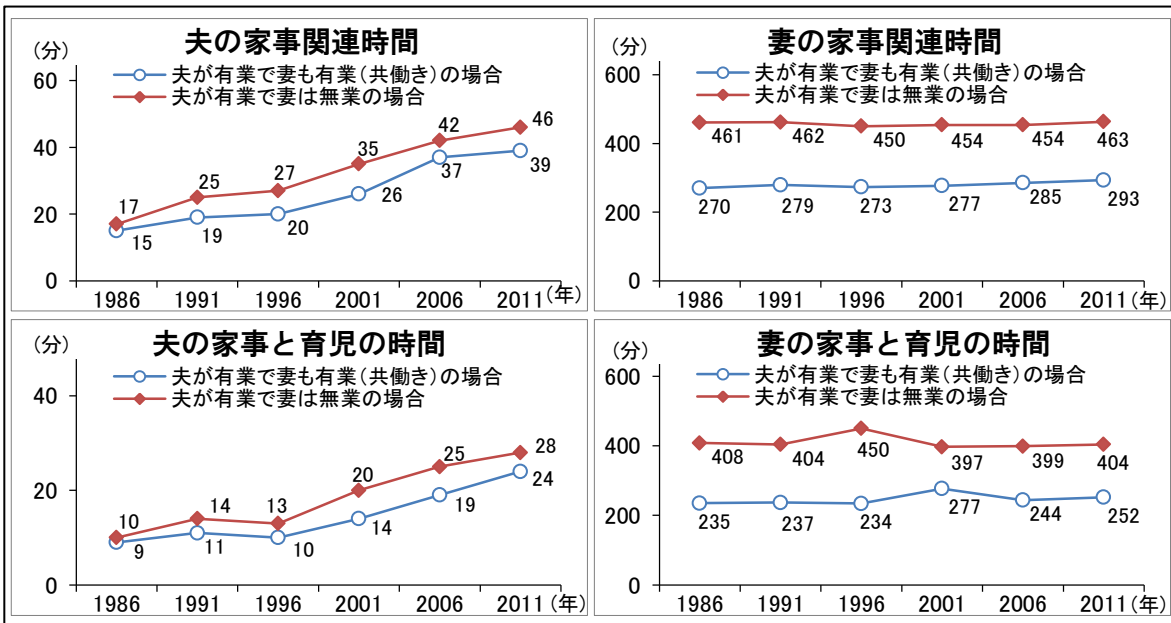
資料：総務省「国勢調査」

(2) 男女共同参画の家庭づくり

～男女間で家事負担に大きな開き～

夫婦と子どもの世帯において、1日のうちに家事関連時間（家事、介護・看護、育児、買い物）に充てる状況をみると、夫が家事等に関わる時間は、年々、増加傾向にあります。平成23年（2011年）では、夫が有業で妻が無業の場合は女性463分（7時間43分）、男性平均46分、また、共働きの場合でも女性293分（4時間53分）、男性平均39分と、依然として夫婦間に大きな開きがあります。〔図18〕

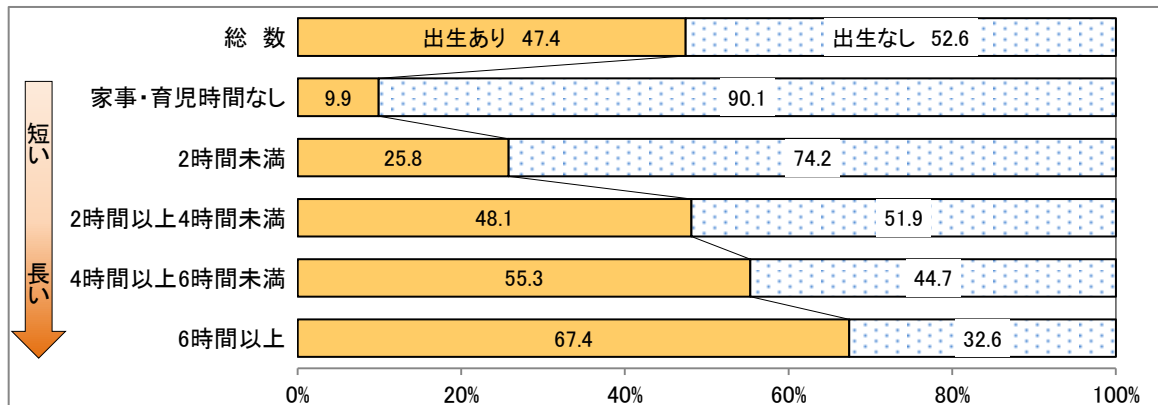
図18 夫婦と子どもの世帯における家事関連の時間（全国）



資料：総務省「社会生活基本調査」(夫婦と子どもの世帯)

TOPIX ～夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い～
 国が行った調査によると、夫が家事や育児に関わる時間が長いほど、2人目以降の子どもが生まれる割合が高いという結果が出ています。

◆子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの8年間の第2子以降の出生の状況



資料：厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査」(平成24年3月公表) 調査期間 H14～H22

注1)対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く

①第1回調査から第9回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第8回調査までの間に結婚し、結婚後第9回調査まで双方から回答を得られた夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫

注2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第8回調査時の状況である。

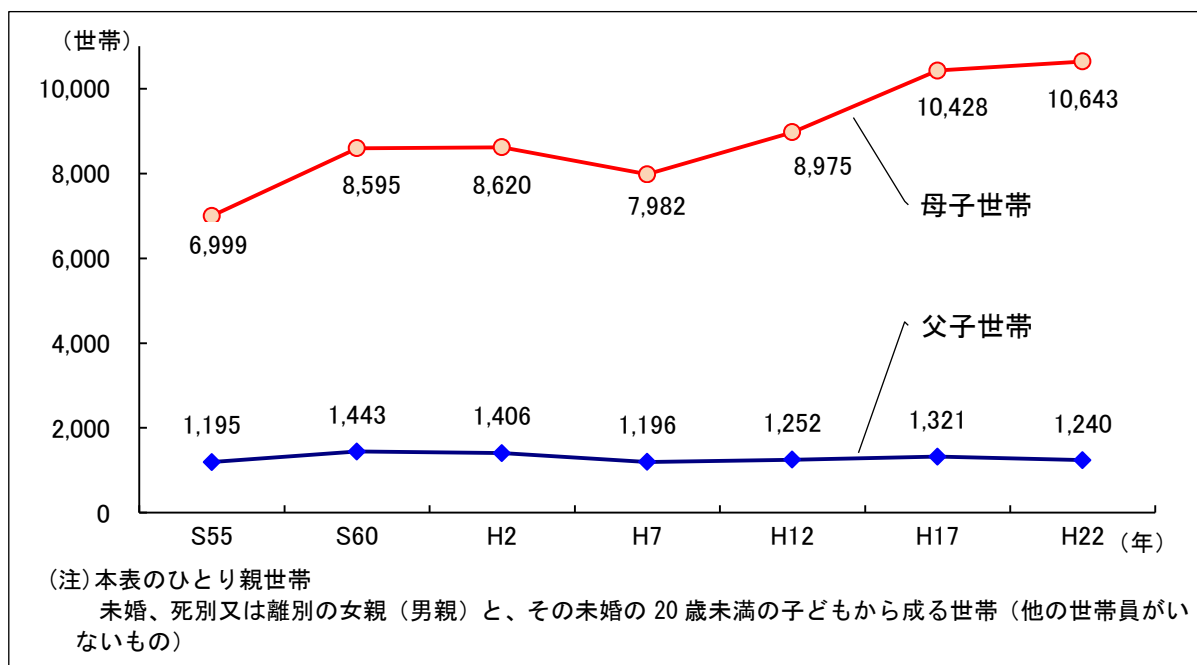
注3)8年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

(3) ひとり親世帯の置かれている状況

～愛媛県のひとり親世帯は増加～

本県のひとり親世帯（母子世帯及び父子世帯）のうち、母子世帯については、平成7年以降、総世帯数が減少しているにもかかわらず、年々増加しています。〔図 19〕

図 19 愛媛県のひとり親世帯数

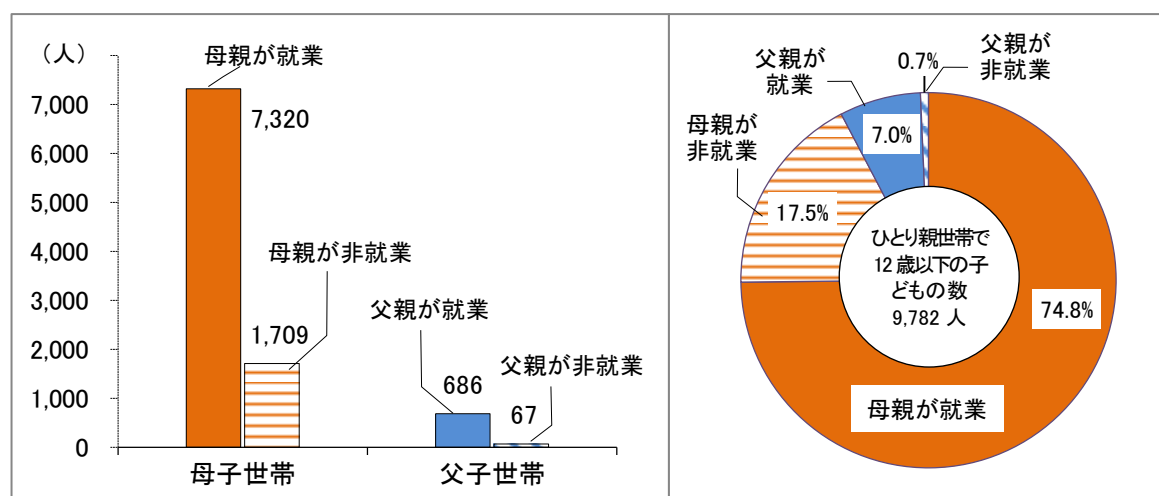


資料：総務省「国勢調査」

～愛媛県の母子世帯における12歳以下子どもの2割弱は、母親が非就業状態～

本県のひとり親世帯のうち、12歳以下の子どもからみた親の就業形態をみると、母親が非就業の世帯にいる子どもの数は1,709人（対象世帯人員の17.5%）、父親が非就業の世帯にいる子どもの数は686人（同0.7%）です。〔図 20〕

図 20 愛媛県の12歳以下の子どもからみたひとり親の就業状況（母子世帯、父子世帯）



資料：総務省「平成22年国勢調査」

4 就労の状況

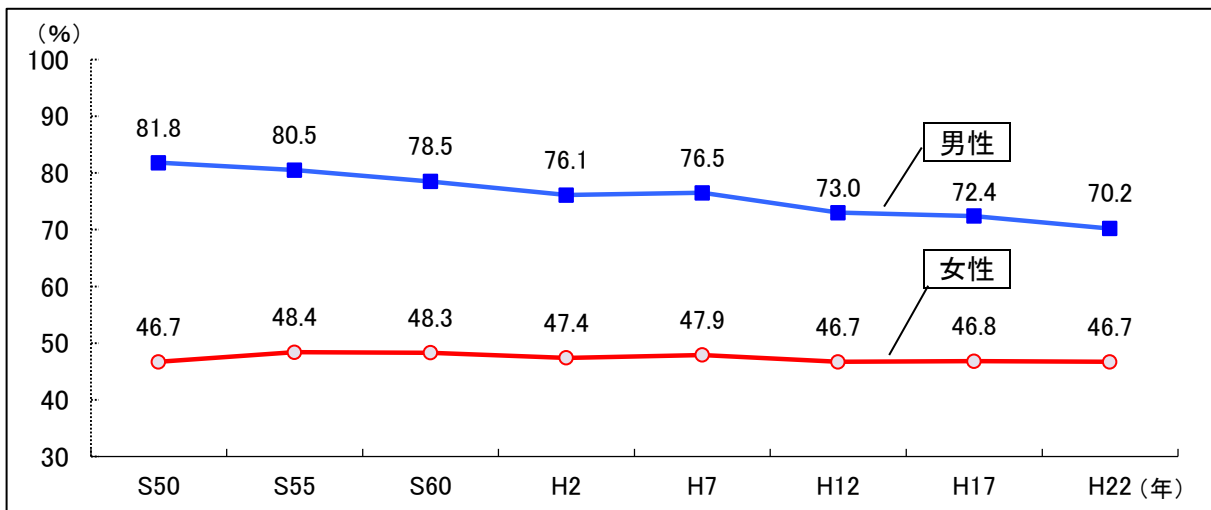
(1) 労働力

～愛媛県の女性の労働力率は、30代前半に低下するM字型～

本県の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を男女別にみると、男性労働力率が緩やかな低下傾向を示しているのに対し、女性労働力率は概ね横ばいで推移しています。〔図 21〕

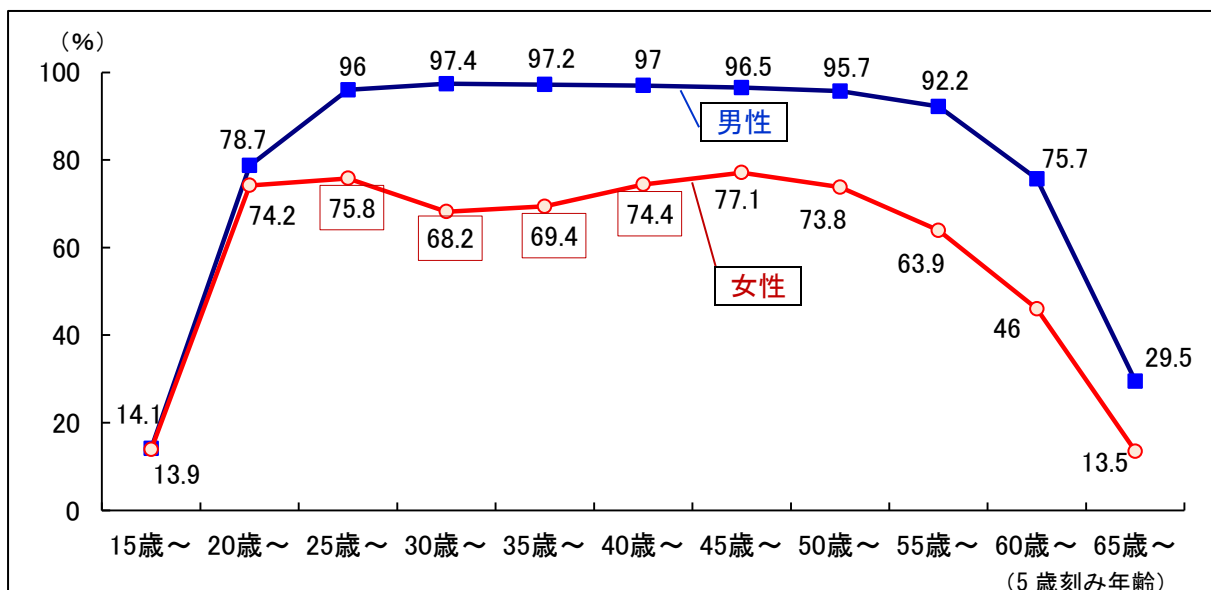
また、平成 22 年の状況を男女・年齢階級別にみると、男性の 20 代後半～50 代後半までが高位安定傾向であるのに対し、同年齢の女性は男性より低位であり、かつ 30 代前半を底とする M 字型を示しており、働く女性の多くが出産や子育てのために退職し、そのまま専業主婦となるか、子育てが一段落してから再就職するという働き方をしていることが窺えます。〔図 22〕

図 21 愛媛県の労働力率の推移（男女別）



資料：総務省「国勢調査」

図 22 愛媛県の平成 22 年の男女・年齢階級別労働力率



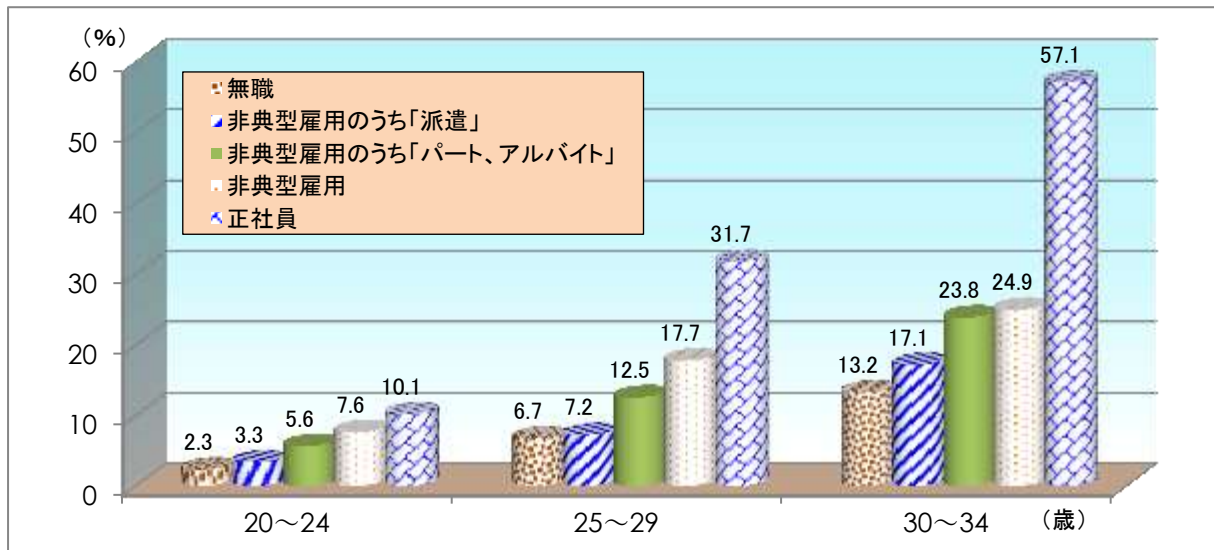
資料：総務省「平成 22 年国勢調査」

(2) 就業形態と婚姻の状況

～就業形態などによる家族形成状況の違い～

全国調査では、非典型雇用者（正社員以外の働き方をする雇用形態）の有配偶率は低く、30～34歳の男性においては、非典型雇用者の有配偶率は正社員の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持つ人割合が大きく異なっていることが窺えます。〔図 23〕

図 23 就労形態別配偶者のいる割合（全国・男性）

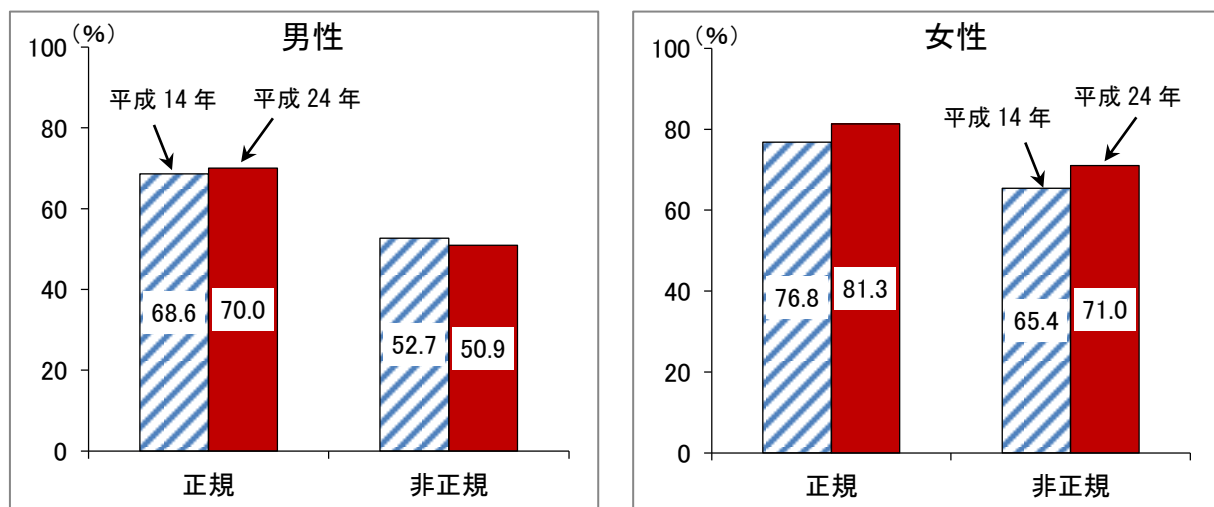


資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状（2009年）」

～20代独身者の結婚意欲は10年前に比べて概ね増加～

全国調査によると、平成24年（2012年）における20代独身者で結婚意欲がある者の割合は、10年前の平成14年（2002年）に比べ、概ね増加しており、特に女性については、「正規」、「非正規」とともに増加しています。〔図 24〕

図 24 男女別、正規・非正規別にみた20代独身者の結婚意欲がある者の割合（全国）



資料：厚生労働省「第1回及び第11回21世紀成年者縦断調査の概況」

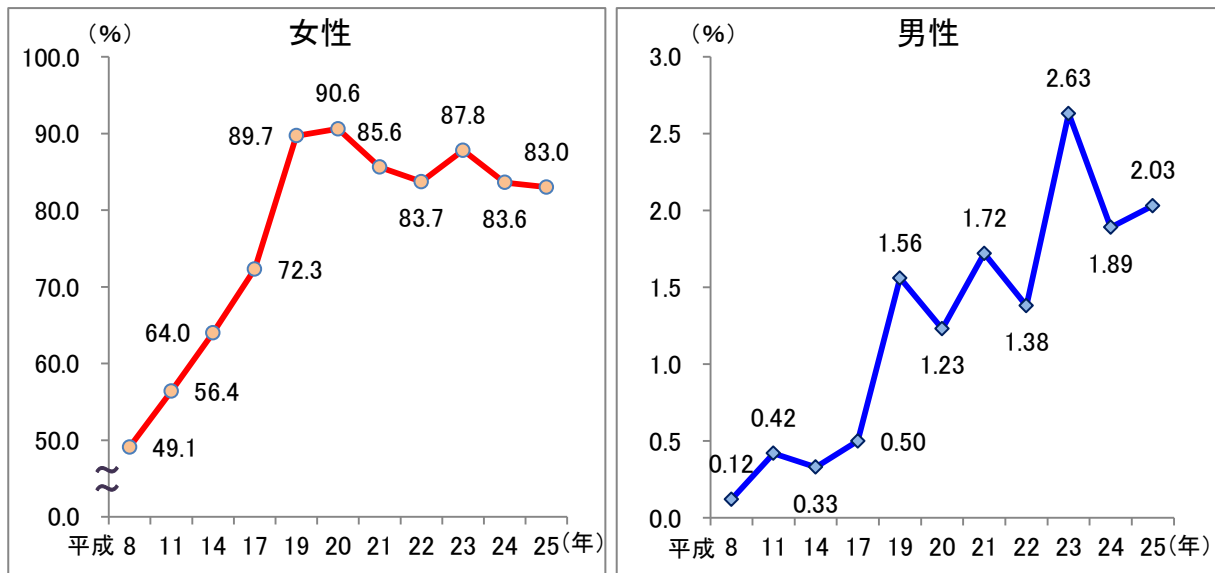
(3) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

～男性の育児休業取得率は、低い水準で推移～

全国の育児休業取得率は、平成19年以降、女性で8割を上回っている一方、男性は約2%に留まっています。〔図25〕

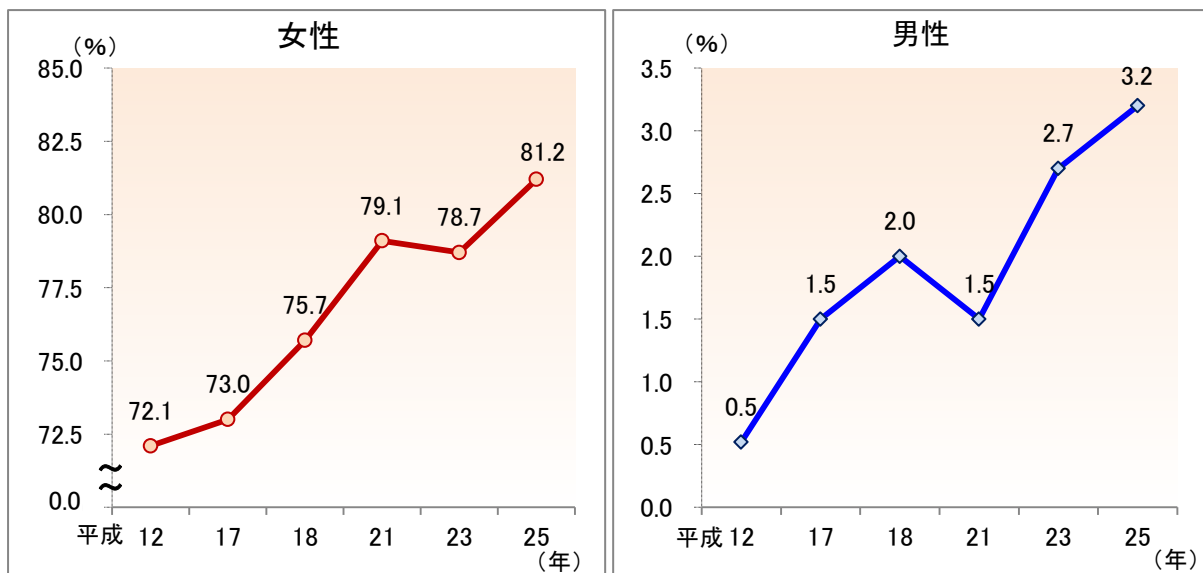
本県でも、男性、女性とも取得率は順調に上昇していますが、男性は、全国と同様、その割合は低調のままです。〔図26〕

図25 全国の育児休業取得率



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図26 愛媛県の育児休業取得率



資料：愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

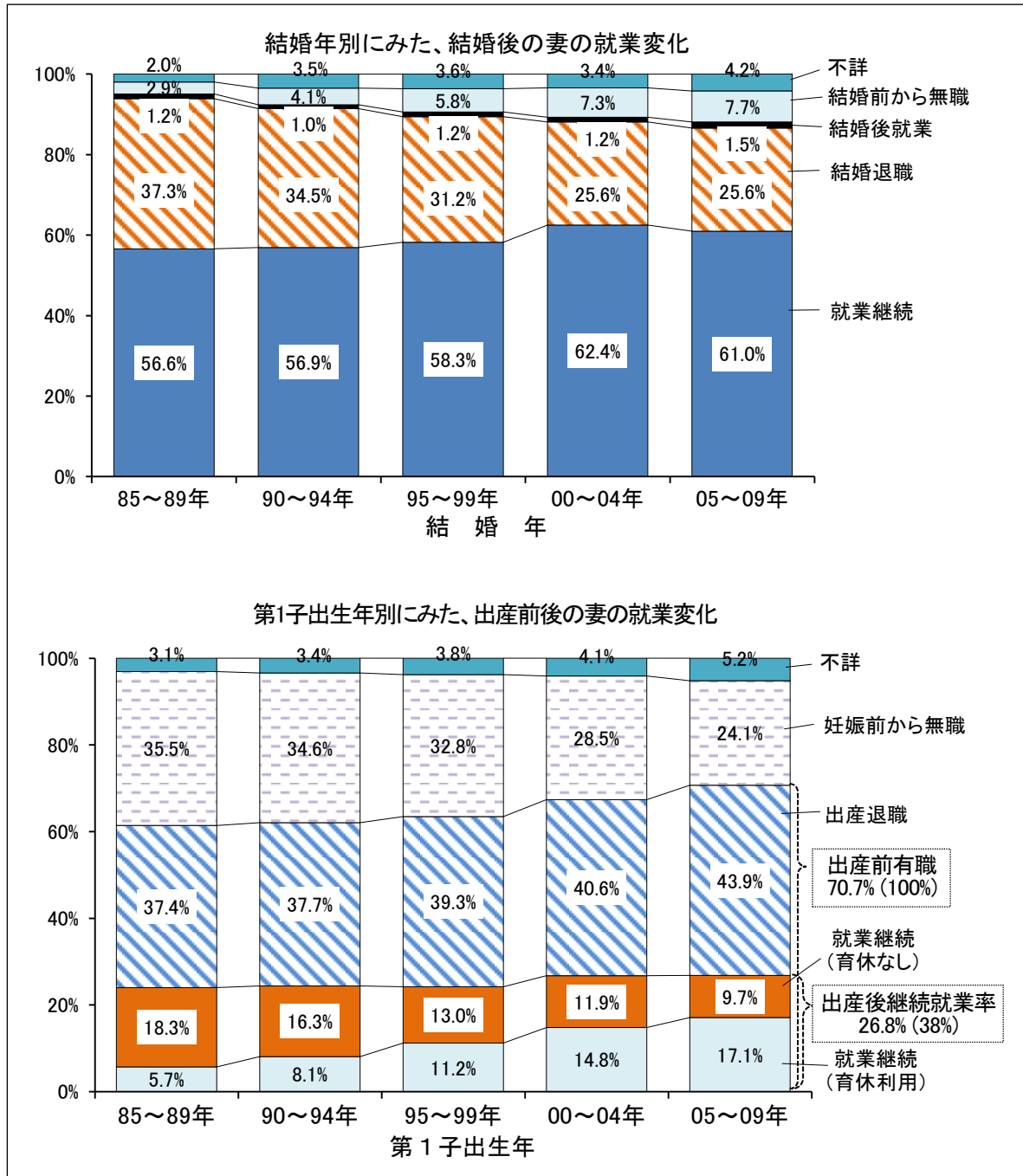
～多様なライフスタイルにより結婚や出産時の妻の就業状態も変化～

全国調査によると、結婚後も就業を継続する妻の割合は6割で推移しており、結婚退職の割合は10年前よりも少なくなっています。

また、結婚後も就業している妻が第1子出産時における就業変化をみると、育児休業制度を活用して就業継続する割合は2割近くに増加していますが、出産退職する妻の割合も4割と増加傾向にあり、育児と仕事の両立を行うには様々な課題があります。

〔図 27〕

図 27 結婚や出産期における妻の就業変化（全国）



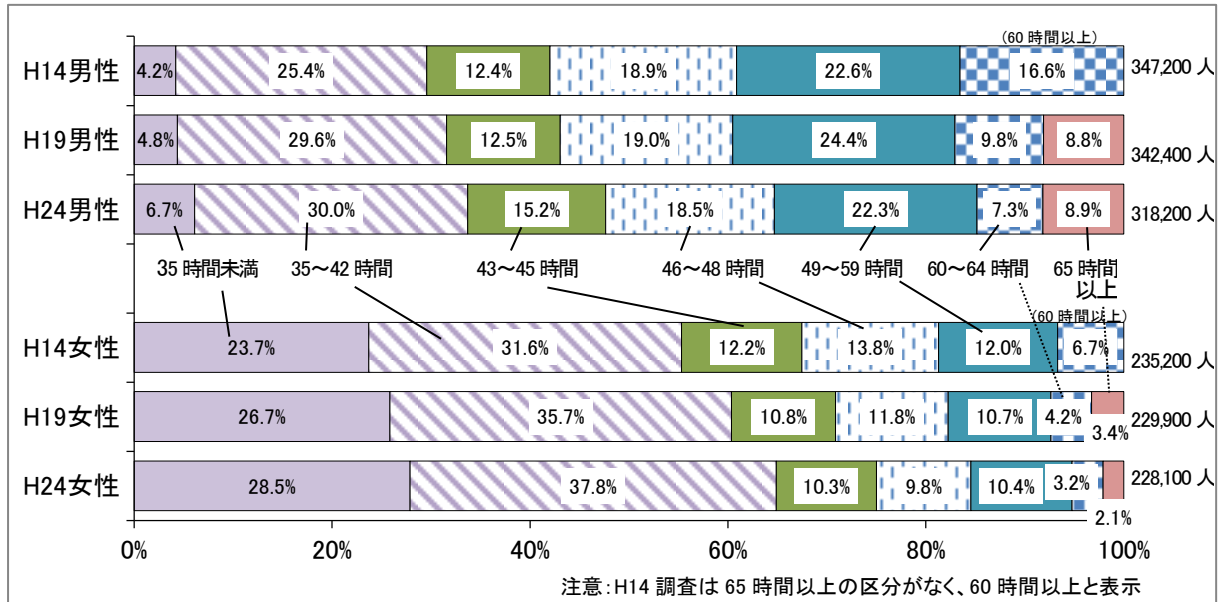
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」

～愛媛県の就業時間は男女ともに減少傾向～

本県の平成 14 年と平成 24 年の週間就業時間を比較すると、男女ともに 49 時間以上の長時間労働時間の割合は減少しています。

平成 24 年の男女別で比較すると、49 時間以上の就業時間の割合は男性が 38.5% であるのに対して、女性は 15.7% となっており、男性の就業時間が長くなっています。〔図 28〕

図 28 愛媛県の男女別週間就業時間数の割合（年間就業日数 200 日以上）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 14 年、20 年、24 年）

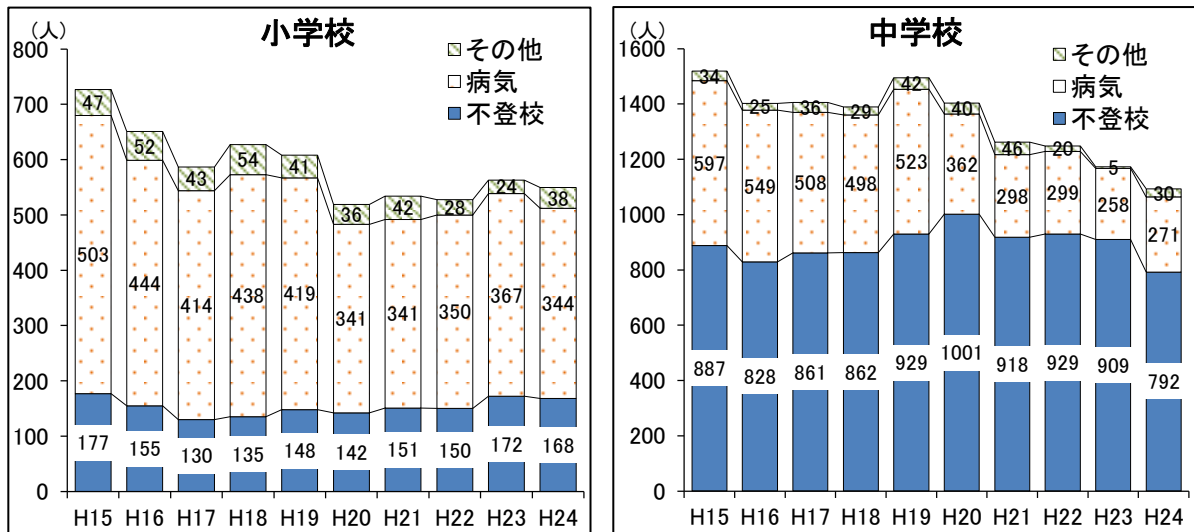
5 子どもをめぐる問題

(1) 不登校やいじめなどの現状

～愛媛県の不登校児童生徒は減少傾向～

本県の児童生徒で、30日以上長期欠席者のうち、不登校を理由としたものは、平成24年度が小学校168人、中学校792人と前年度よりも減少していますが、小学校では近年、ほぼ横ばいで推移しており、注視すべき状況にあります。〔図29〕

図29 愛媛県内の児童生徒の長期欠席者(30日以上欠席)

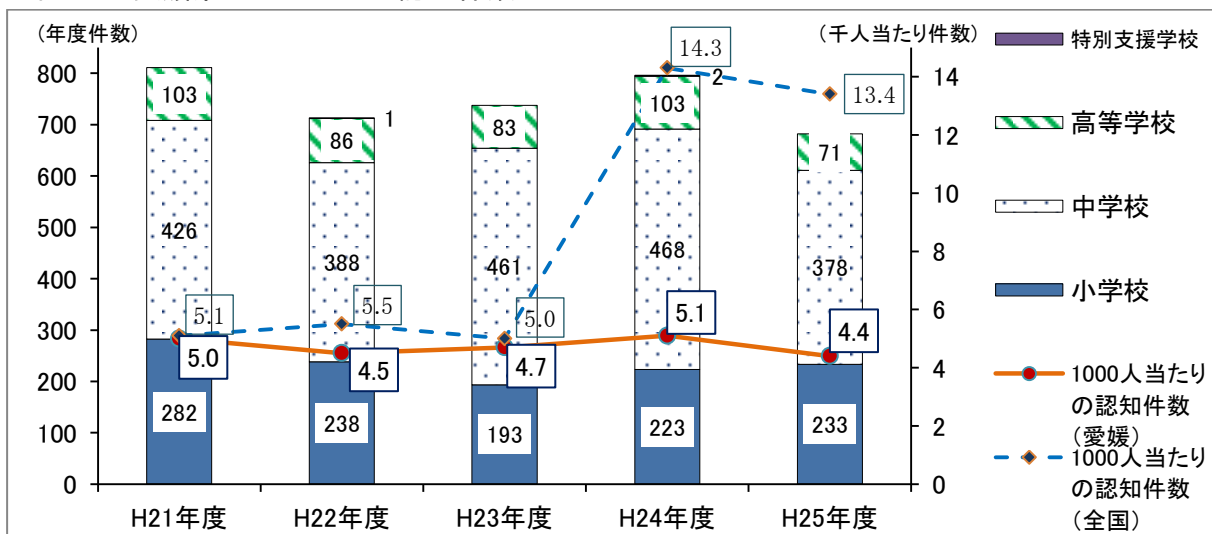


資料:文部科学省「学校基本調査」

～愛媛県のおじめの現状～

本県の平成25年度のおじめの認知件数は、682件で、児童生徒1,000人あたりの件数は4.4件であり、全国平均の13.4件を下回っているものの、依然として注視すべき状況にあります。〔図30〕

図30 愛媛県内のおじめの認知件数



資料:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

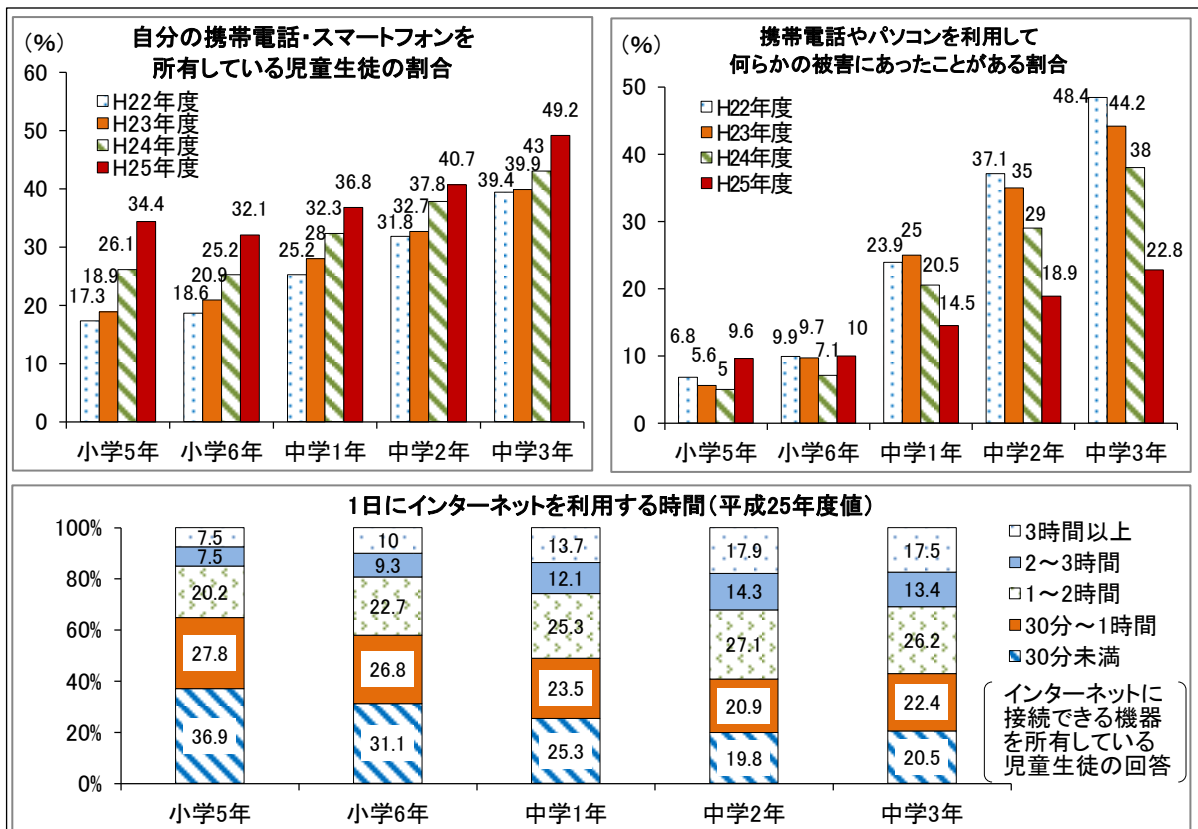
～子どものインターネット等の利用状況～

本県の公立の小学5、6年生及び中学生を対象に実施した調査によると、携帯電話（スマートフォン含む）を所有している児童生徒は、学年が上がるにつれて所持率は高くなっており、平成25年度の中学3年生は約半数が所持しています。

また、携帯電話やパソコンを利用して、ネット上に悪口を書かれた、他人からメールが送られてきたなど何らかの被害にあったと回答した割合は、近年は減少傾向にありますが、依然注視する必要があります。〔図31〕

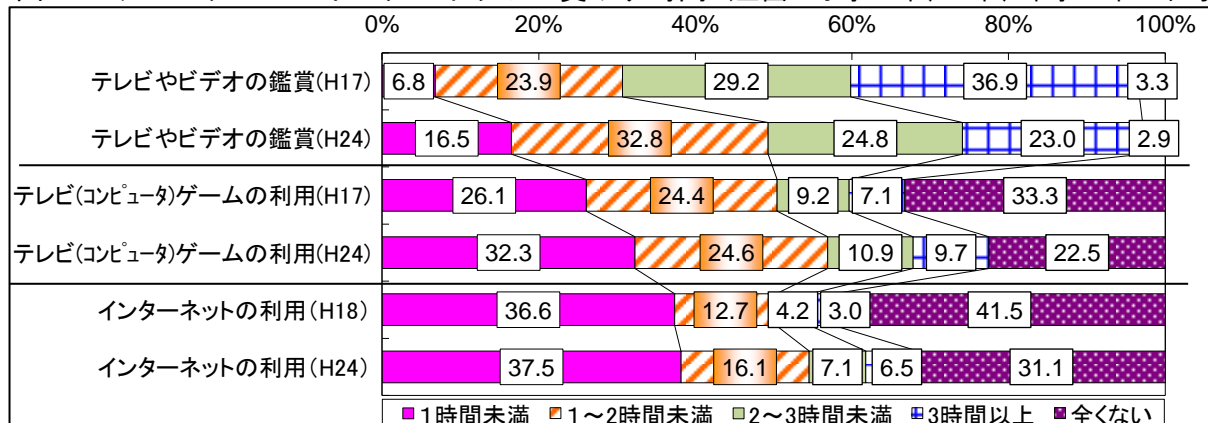
このほか、インターネットを1日に2時間以上利用する割合は、本県では、平成25年度は小学生が2割弱、中学生が3割程度となっており、全国調査の結果では、テレビゲームやインターネット等に長時間費やす割合が増加しています。〔図31、32〕

図31 愛媛県内の児童生徒（公立）の携帯電話・インターネットの利用状況



資料：県教育委員会「携帯電話・インターネット等に関する調査(H25)」

図32 テレビゲーム・インターネットに費やす時間(全国・小学4年、6年、中学2年の平均)



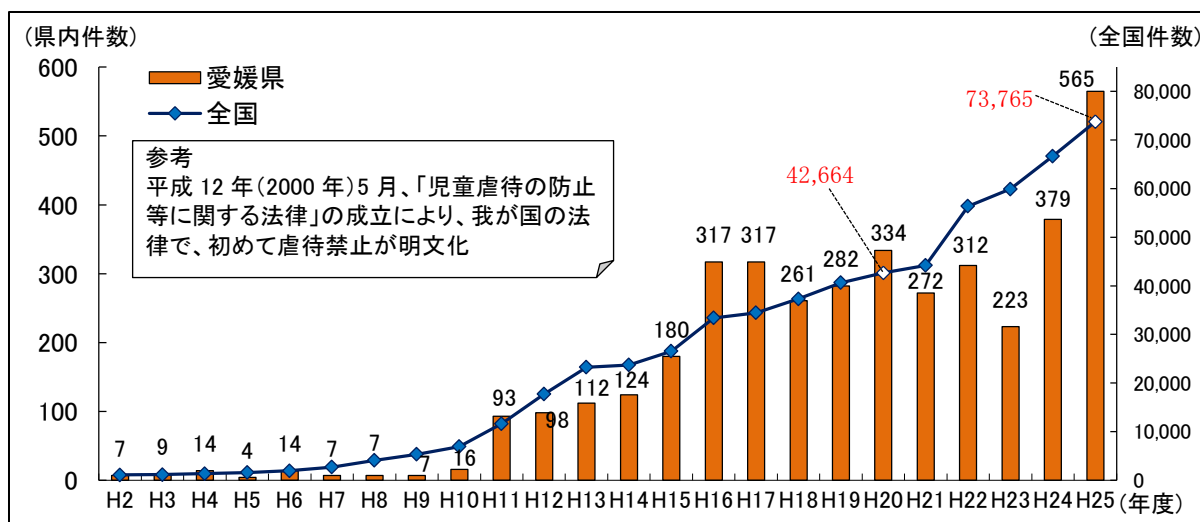
資料：国立青少年教育振興機構「平成24年度青少年の体験活動等に関する実態調査」

(2) 児童虐待の現状

愛媛県内3か所の児童相談所に対応している養護相談のうち、虐待に関する相談は近年急速に増加しています。〔図 33〕

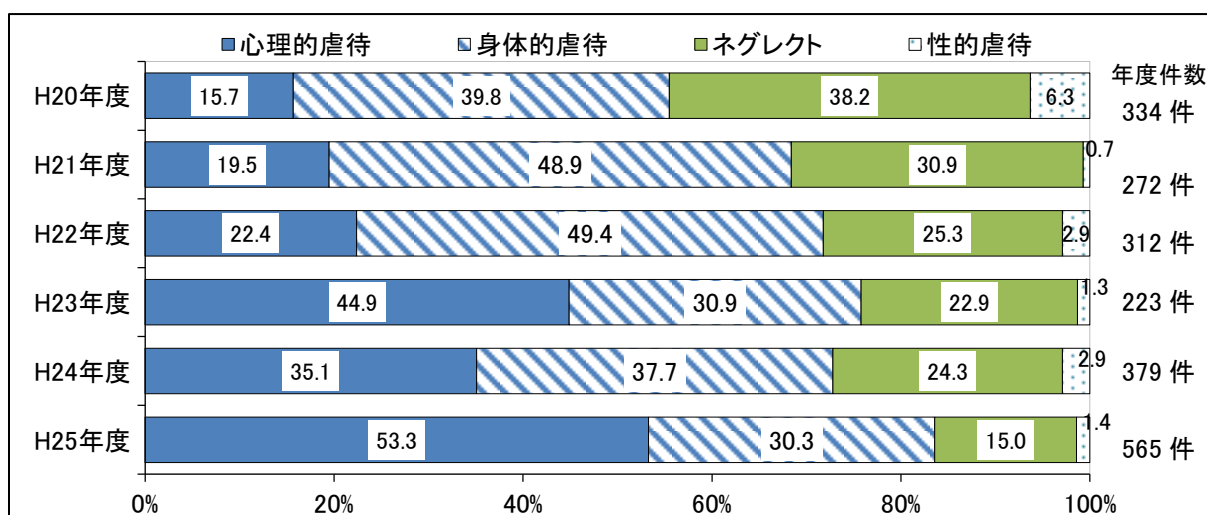
子どもへの虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト（保護の怠慢又は拒否）の4つのタイプに分類され、平成 25 年度は、心理的虐待が 53.3%と半数以上を占めています。〔図 34〕

図 33 養護相談のうち虐待に関する相談件数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図 34 愛媛県の児童虐待に関する相談件数の内訳の推移

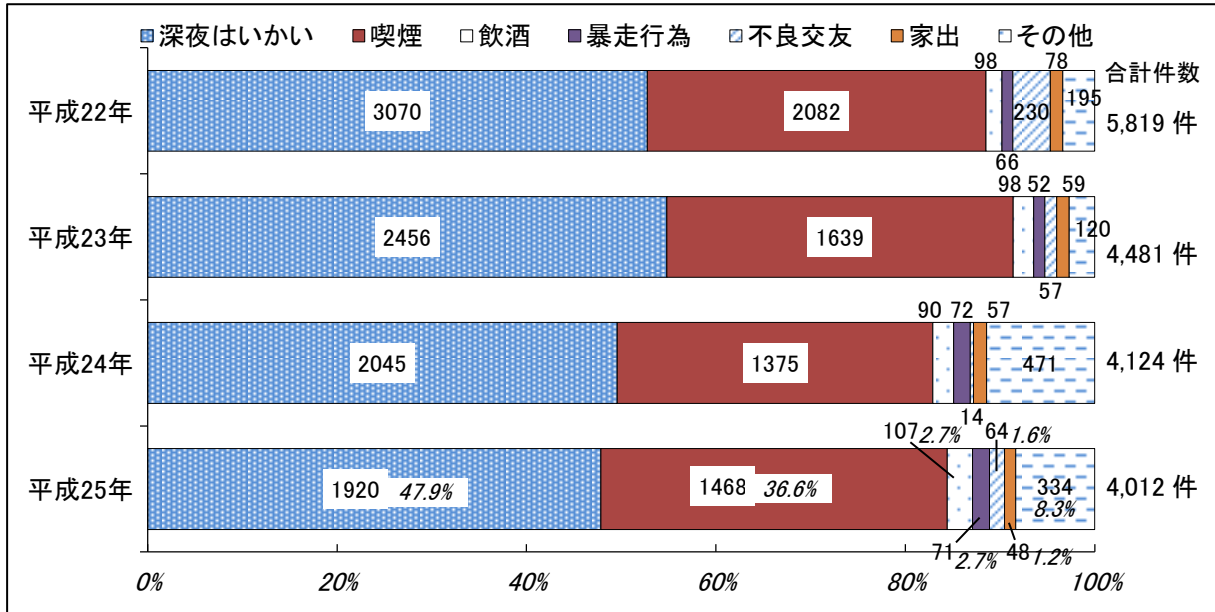


資料：県子育て支援課調べ

(3) 不良行為少年の現状

本県の不良行為少年の補導件数は、防犯体制の強化等により、近年、減少傾向にあります。少年非行の入り口と言われる「深夜はいかい」や「喫煙」は、依然、多数発生しています。家庭や地域社会の教育機能の低下等で少年が居場所を見いだせず孤立している現状があります。〔図 35〕

図 35 愛媛県の不良行為少年（20歳未満）の補導状況

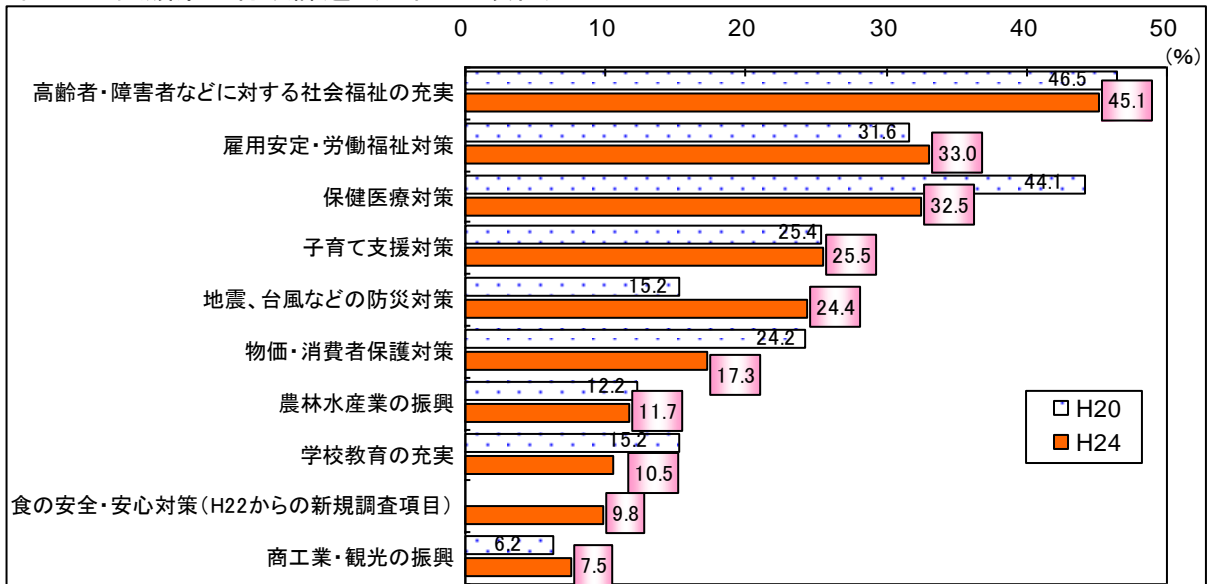


資料：県警察本部「少年非行の概況」

6 子育て支援対策への要望

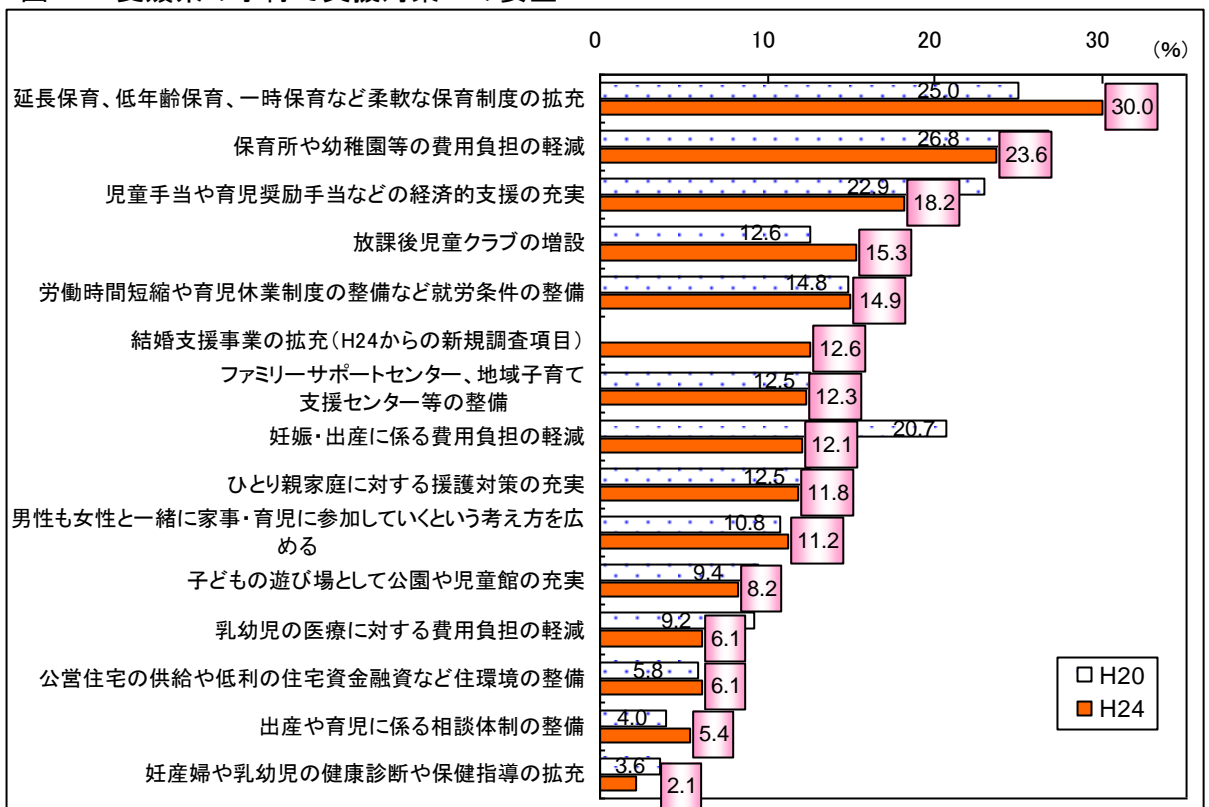
子育て支援対策は、愛媛県民の考える行政課題として高い位置を占めており、具体的には保育制度の拡充、経済的負担の軽減、就労条件の整備などが期待されています。

図 36 愛媛県の行政課題（上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

図 37 愛媛県の子育て支援対策への要望



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響

～労働力人口の減少と経済成長への影響～

労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少が懸念されています。

高齢者の増加は、一般的に貯蓄を取り崩して生活する人の増加ともみられることから、貯蓄率の低下が予想されます。そして投資資金へ回るお金が減少することが見込まれます。その結果、投資資金不足から労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念されます。

～社会保障負担の拡大による生活水準への影響～

人口に占める高齢者の割合が高まることにより、年金・医療・福祉などの社会保障の分野における負担増大が見込まれています。

これにより、現役世代への税・社会保険料等の負担は増大し、手取り所得が減少することとなり、生活水準の維持が困難になることも懸念されます。

(2) 社会面での影響

～地域における過疎化の進行による影響～

総人口の減少と高齢化の進行により、市町によっては現役世代人口の著しい減少も起こりうるものと考えられます。現役世代人口の著しい減少は、集落機能の崩壊を招くだけでなく、地域コミュニティ活動の維持に支障を来たすことも考えられます。その結果、場合によっては介護保険や医療保険などの基礎的な行政サービスの提供が困難になること、道路や河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理が困難になることなどが懸念されます。

～子どもの健やかな成長への影響～

子どもの数の減少による子ども同士の交流機会の減少や親の過保護・過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。